

岩手の生協の今をお伝えする

岩手の生協

VOL.51 2020.1

岩手県生活協同組合連合会

〒020-0690 岩手県滝沢市土沢220-3

☎019-684-2225 / ☎019-684-2227



地域での事業と運動の関わり方を学んだ生協学習交流集会



9条改憲は許さない! 諸団体とともに平和を守る運動を継続



ヒバクシャ署名20万筆へ「あの夏の絵」公演



被災地に寄り添う支援を求め福祉灯油実施を要請

新年のご挨拶 会長理事 飯塚 明彦

特集

「地域の困ったを解決するための生協の事業と運動」

～北海道の地域まるごと元気アッププログラムを事例に～

核兵器のない世界をめざして! ～ヒバクシャ国際署名の取り組み～

■会員生協トピックス

- ・みやこ映画生協
- ・消費者信用生協

■岩手県生協連トピックス

- ・ゲノム編集食品について国に要望書提出
- ・県や県議会に請願し今年も福祉灯油実現
- ・岩手県消費者大会に380名参加

新年のご挨拶

会長理事 飯塚明彦



旧年中は、格別のご厚情を賜り、心から御礼申し上げます。

東日本大震災から丸9年になろうとしておりますが、沿岸被災地は昨年10月の台風19号でさらに被害を受けるなど、街づくりの再生、なりわいの再生、生活再建はこれからが正念場と言えます。全国からの継続したご支援に感謝申し上げますとともに、岩手の生協としてこれからも被災地・被災者に寄り添った支援活動を続けてまいります。

私たちのくらしや地域を取り巻く状況は、ますますきびしさを増しています。消費税増税によってくらしや事業経営は圧迫され、社会保障も給付減や負担増が続いています。さらに日米貿易協定など相次ぐ輸入自由化政策によって国内・県内の農林水産業が衰退し、食料、食の安全が大きく後退する恐れがあります。気象災害による被害もそれに追い打ちをかけます。平和をめぐっては、戦争がで

きる国づくりが着々と進み、その総仕上げとして平和憲法・9条を変える動きが強まっていますが、平和とよりよき生活、核兵器のない世界の実現をめざす生協として到底認めることはできません。

岩手県生協連は2020年に、会員生協の岩手県庁生協が70周年、宮古市職員生協60周年、いわて生協合併30周年、岩手県高齢者福祉生協20周年という節目を迎えます。さらに第9次中期計画（5か年計画）もスタートさせます。

18会員（48万人組合員）それぞれが創設の理念や目的の達成に向けて努力するとともに、共通の願いである「だれもが健康で安心して暮らせる地域社会」をつくるために、会員生協や協同組合、諸団体の皆さんと力をあわせ、事業運動を広げてまいります。

皆様のますますのご多幸をご祈念し、引き続きのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

《お知らせ》 ～どなたでも参加できます～

協同組合公開講座

1月20日（月） 13時半～15時半
アイーナ5階 501号室

「競争より協同をめざして」

～協同組合のこれまでの成果と、これから期待されることは何か～

講師：杉本 貴志 氏

（関西大学商学部教授
協同組合論専攻）



参加
無料

『安倍9条改憲NO！』全国市民 アクション岩手の会』学習集会

2月16日（日） 13時半～15時半

岩手県民会館 中ホール

※終了後、アピール行進あり

『日本国憲法は希望』

～平和な未来を目指して～（仮題）

講師：浅倉 むつ子 氏

（早稲田大学名誉教授）



参加
無料

協同組合は、発足から「競争」

ではなく「協同」することで社会やくらしを良くしたいと事業運動を進め、社会に影響を与え成果も出してきました。

一方で、それらの事業運動は広がり、今や安全や安心、くらしを支えるサービスは協同組合だけの特徴ではなくなってきました。

競争が激化する中で、これからも「協同」を発展させ、「協同組合らしさ」を打ち出していくには、何が期待されているのでしょうか。みなさんで考えてみましょう。

安倍政権は、憲法の理念や立憲主義を壊し、国民の声を無視した政治を続けています。また、「桜を見る会」における政治や税金の私物化、森友・加計問題をはじめとした疑惑、改ざん・隠ぺい・ねつ造も無かったことにしようとしています。

「自衛隊の文字を加えるだけ」という安倍政権がすすめる改憲の真の狙いは？9条を守り、憲法をいかした政治をとりもどすにはどうしたらいいの？その疑問に、「安保法制に反対する学者の会」発起人である浅倉むつ子さんがズバリお答えします。

特集

生協学習交流集会基調講演

「地域の困ったを解決するための生協の事業と運動」

北海道の地域まるごと元気アッププログラムを事例に

くらしや地域社会をめぐる問題を学び、生協間交流の場として開催している「生協学習交流集会」は、今年度は9月26日に8生協70名の参加で実施。基調講演ではコープさっぽろ、北翔大学との協働事業で地域まるごと元気アッププログラム「まる元」をすすめている相内俊一さんに、「まる元」の目的やソーシャルビジネスについてお話いただきました。



講師
NPOソーシャルビジネス推進センター
理事長 相内俊一さん

「まる元」の誕生

私は政治学者で、常日頃から行政に不満を持っていて、論文を書いても世の中は変わらないし、実践で社会を変えたいとソーシャルビジネス（以下SB）を考えていました。コープさっぽろの理事長は、SBに関心を持っており、買物難民のために共同購入や移動販



売車、店舗への無料買物バスを走らせ、過疎地への店舗出店や、配食事業、見守り事業を展開してきました。この2人が出会ったことが、SBに取り組みきっかけとなりました。

6万人いた人口が1万人まで減っていた北海道赤平市に、買物難民を何とかしようとコープさっぽろが店舗を開店。SBで経営を持続可能にしていきたいと考え、高齢者が買物に行けるよう介護予防の運動教室を作る計画がでた。運動教室にはプロが必要で、江別市にある北翔大学生涯スポーツ学部の先生方にSBで社会貢献してほしいと訴え、一緒にすすめることになった。

そこで、コープさっぽろ、小樽商科大学大学院ビジネススクール、北翔大学生涯スポーツ学部、赤平市がコラボして「まる元」が2010年から始まりました。

SBがめざすゴールと効果

SBとは、社会貢献をお金をかけボランティアですすめるのではなく、持続可能な収益を上げやっいてける事業にすること。なぜSBを通じて社会貢献をするのがい。寄付とか応援とかの支援だと、景気がよければお金を出せるが、景気が悪くなるとお金が出せず、動いていた活動が止まる。持続可能は大事で、そのために少しでも利益が上がるビジネスが必要です。

ソーシャルキャピタル（以下SC）、つまり社会関係資本を維持回復強化して誰もが生きられる社会をつくるのがSBの目的。生協の目的も同じで、効果として法人の社会的信用が増えたり、職員の誇りと満足度が高まる。プラス収支でビジネスが成り立つと、持続可能な社会貢献ができるようになる。

SCは、社会の構成員の間の強い信頼関係と協力関係、金で買うことができない資本のこと。株式会社の資本は使えば減るが、社会関係資本は使えば使うほど広がって増える。AさんとBさんが互いに助け合うことで、それぞれが信頼を高める。利潤至上主義、競争至上主義ではこうはいかない。

コープさっぽろは、経営と生協活動を両立させたい、外から新鮮なアイデアと信頼できる情報を手に入れた、職員（組合員）の意識向上や改革を進めたいと思っていた。小樽商大ビジネススクールは、ビジネスの現場でのSBの理論の応用を進めたいと思っていた。お互い期待していたことが合致しました。

生協のミッションとは

協同組合には7つの原則がある。その第6原則に「協同組合間

の協同」があり、協同組合間連携も地域貢献も協同組合ができた時から目的の中にある。SB、社会貢献だからといって、突然生協本来のミッションと全く違うことをやるのではなく、その目的に沿った活動を一貫して続け、取り組む方向性に合致したものをやり続けるということが大事です。

北海道も超高齢化と地方過疎化が進んでいる。都市部に住んでいる高齢者は、いろんなサービスが受けられ選択肢もいろいろあるが、郡部だと入浴サービスも家から離れた場所に連れて行かれる。

コープさっぽろは現在組合員が170万人で108の店舗があり、北海道の隅々に組合員がいる。どこに住んでいても、組合員が等しく手を伸ばして支えてもらえることを確信できなければ、組合員になる意味がない。近くの某スーパーの方が商品が安いかもしれないが、価格だけでなく組合員でよかったと思ってもらうためには、生協や協同組合が「絶対あなたたちを見放さない」「みんな等しく我々の仲間」とメッセージを出し続けなければならない。だから、生活の安心を生涯守る、というのがミッションになる。そこででてるのが、健康寿命、生きがい、

生活の質の保障だ。

協同組合の第7原則に、「協同組合は、組合員によって承認された政策を通じて、コミュニティの持続可能な発展のために活動する」とある。自治体単独でできないサービスを行政に協力して提供したり、行政に代わり提供したりすること。金儲けのために絶対に民間の業者が入ってくるが、法外な価格を要求したり、不安をおったりして、質のよくないものができてしまったり、儲からないとなるとすぐにやめてしまう。そうなる前に、生協が行政等と連携し、良心的な価格、高品質なサービスで持続可能を保障するシステムを提供する必要がある。

コープさっぽろにとって

「まる元」とは

14年からコープさっぽろ、北翔大学、NPOが事業協定を結んだ。コープさっぽろは、まる元を自身の事業と位置づけた。担当の健康運動指導士を正規職員として毎年雇用し、最初の1年間は人件費と活動費の全てを負担して2年目以降はNPOに出向させる。本人が将来希望すればコープさっぽろの他の事業分野での就業も妨げない、と決めた。北翔大学は、北

海道で唯一健康運動指導士資格をとるためのカリキュラムをもっていたので、卒業し試験に合格したものを職員として迎えた。



体力別にクラスを分け、健康運動指導士（右端）が楽しく、やる気を高める運動を提案。

※「まる元」：健康運動指導士の資格をもった専門家による、毎週1時間、年間48週の運動教室。高齢者は月千円の負担で無理なく、楽しく、安全に、運動を指導してもらえる。かかる費用は自治体負担するが、民間の約5分の1程度の費用で高いクオリティの運動指導を提供できる「まる元」の人氣が高まっている。

行政の態度を変える

私がSBをやろうと思ったのは、企業や行政を変えたいと思ったか

ら。予算をつくって執行するだけのアリバイづくり行政を、住民に役立つ施策に変えたいと思った。行政は、自分にとって厄介な課題は気づいても無かったことにしたり、上司ばかり見ている「ヒラメ行動」「在任中コトナカレ」態度が多い。遅いお役所ペース、横並び主義、国への依存体質も問題だ。現場職員の「仕方ない」を、「こうしなかった!」「変えられたじゃない!」に変えないといけない。

15年に全市町村長に「認知症になりにくい町づくり宣言」をしてほしい、と提案しました。内容は、「宣言をした市町村には私たちが住民の認知機能テストをやり、その費用は請求しません。2年目からは費用を負担してもらえればテストで軽度認知障害を早期発見し、認知症発症抑制のための運動プログラムと血糖値コントロールや食事改善などを行う」というものの。

この宣言に全179市町村中10の自治体の手をあげてくれた。ちなみに、テストを100人が受けたら、軽度認知障害が4人に1人は見つかる。テストを受けていない人も含めると、地域の3分の1ぐらいの人が引つかかると思うが、ある自治体から「保健師不足

でテスト後のフォローアップができない。ふたを開けないでくれ」と言われてしまいました。

でも、ふた開けて3割いるなら、ふたを開けなくても軽度認知障害は3割いるということ。積極的に手を差し伸べれば、その7割は発症せずに助かるかもしれないのに、放っておいたら5年後に8割ぐらい認知症になってしまう。放っておけないので、地域に住んでいる退職した看護師さんを必死で探し、チームを結成した地域もあります。

なぜ行政を変える必要があるか

例えば、高齢者に「水分を十分にとってください」と言っても、のどが渴いていないからいらない、と飲まない人がいる。水分が不足すると脳梗塞のリスクが高まるが、飲みたいと言うまで水をやらなくていいのか。行政が気付かないのに、住民に困りごとがあったり、認知症予防プログラムが無くて放置されているのに、行政が気付いて「生協さん一緒にやろう」と言わない限り手伝わなくていいのか。その前に高齢者が死んでしまう。

社会の課題に気づかず、気づいても緊急性や重大性にまで理解が

及ばない行政は、自分から「水をください」「協力して」とは言っていない。国から命じられても、自力で出来ない時だけ言ってくる。コミュニティの持続可能な発展のためには、私たちがイニシアティブを発揮し、積極的に行政に働きかけるべきだ。

さらに大きな連携の輪を

今後は、生協、JA、労金、漁連、森連など、より強力に幅広い多様性に富んだ連携を模索しています。また、協同組合間連携の共同プロジェクトとして提案しているのは、子ども食堂の支援と、認知症予防の推進。そして「こすけ」（子ども・高齢者助っ人センター）という弁護士・臨床心理士・専門医がいらない地域の居場所づくりも考えています。

SBの考え方でSCを増やし、生協だけでなく、信頼できるNPOのような組織をつくったり見つけたりして、一緒に力を発揮して取り組む。行政を変えて、社会に貢献する道は何か真剣に考えてほしい。内向きでなく外に向かって一歩踏み出して、手をつないで力をつけて外に働きかけていただきたいと思います。

（文責…岩手県生協連）

各生協の活動報告や交流を実施

当日は、各生協からの活動発表のほか、小グループに分かれて自生協で活かせることを意見交流。参加者からは、「生協間交流は大切。思いを共有できてよかった」「今後連携しながら活動を広げていきたい」など、他生協の活動やお互いの思いを知る貴重な機会となりました。



各生協の活動を紹介する展示コーナーも設置。

市役所職員生協交流会も開催

改めて「組合員のニーズと願い」に応える生協の事業経営・運営について考え合おうと、11月16日に市役所職員生協交流会を3生協13名で開催。日本生協連職域生協事務局の林和明氏から、全国の取り組みや「ちよこつと工夫コンテスト」の結果等を聞き、質疑応答しながら、仕事に活かそうと意見交流しました。



各生協の工夫や悩みを出し合いながら交流。



各生協の組合員・役職員が、お互いの思いを交流。

核兵器のない世界をめざして！〜ヒバクシャ国際署名は18万筆に〜

●街頭署名呼びかけに 高校生も参加

岩手県生協連も幹事団体をつとめる「ヒバクシャ国際署名をすすめる岩手の会」では、現在までに18万筆を集めています。

若い世代に関心を持ってもらおうと、10月28日には高校前で街頭署名を行いました。高校生10名も呼びかけに協力してくれ、30分で123筆が集まりました。署名した高校生は、10月末現在33か国まで広がった核兵器禁止条約批准に



日本が反対していることを聞くと、「日本は被爆国なので、もっと考えた方がいい」と語っていました。

署名行動に参加した、岩手県被団協副会長で岩手の会呼びかけ人のひとりである三田健二郎さんは、「被爆者の願いはひとつ、『核兵器はとにかくダメ』。核兵器禁止条約を発効させるために署名が力になる」と生徒たちに感謝の言葉を述べました。

●岩手の会結成3周年 「あの夏の絵」公演開催

岩手の会結成3周年記念とさらに署名を推進させるために、12月7日に秋田雨雀・土方与志記念青年劇場「あの夏の絵」公演を行いました。

「あの夏の絵」は、広島市立基町高校の生徒たちが、被爆者から被爆体験を何度も聞いて油絵にし展示・保存している実際の活動を劇化したもの。この活動は新しい平和の継承の形として、NHKや日本テレビのドキュメンタリー番組でも紹介されています。

当日は350人が訪れ、終演後



高校生の油絵を熱心に鑑賞する参加者



高校生平和大使も署名を呼びかけ

にはロビーで油絵のレプリカも展示し、多くの方が鑑賞しました。

参加者からは、「私は学生ですが、戦争を学ぶ意味、体験を受け継ぐ大切さを知りました」「体験したことの無い被爆の実相を絵にすると

いう難しい課題に取り組む高校生の姿に感動。未来の平和の光が一筋見出せた」などの感想が聞かれました。

●20万筆達成をめざし 署名用紙を刷新

署名用紙の表面はそのままに、これまで署名欄と呼びかけ人・幹事団体を掲載した裏面を刷新。署名に賛同した達増拓也岩手県知事との写真の掲載や、県内33全市町村や多くの議員が署名したことを紹介し、県民に訴えやすい内容にしました。

岩手の会では2020年9月までに50万筆を目標にしていますが、この新署名用紙を活用し、まずは20万筆を早期に超えようと署名に取り組んでいます。

みやこ映画生活協同組合

みやこ映画生協は全国唯一の映画の生協として、1997年から岩手県沿岸唯一の常設映画館シネマリオンを運営してきました。震災の影響も大きく2016年には常設館という形からは撤退しましたが、現在は旧映画館を使つての定期的な上映会や沿岸各地で上映会を実施をしています。

その他、宮古市では市民有志が市内の蔵を改装した手づくりシアター「シネマ・デ・アエル」での月1回の定期上映をサポート。釜石地域では、チームスマイル釜石PITでの定期上映活動「CINEPIT」の運営や、釜石シネクラブ、釜石てっぱん映画祭の運営協力を行い、映画を楽しんでいただいています。

東日本大震災以降これまで活動してきました心のケア活動、コミュニティ再生の一助としての被災地無料巡回上映会は現在でも岩手県の助成を受けながら継続しており、こ

れまで岩手県沿岸13市町村730回以上の上映会を実施し、被災地の多くの方々には映画という楽しい時間を届けてきました。

岩手県沿岸で今後、常設映画館をつくるのは難しくとも、沿岸地域での映画の灯を消さないよう、上映者育成ワークショップを行っていきます（これまで宮古市、釜石市、久慈市、陸前高田市で実施）。映画館が無い地域でもスクリーン体験の場、映画上映会活動がこれまで以上に広まっていくよう、今後も取り組んでいきます。



陸前高田市内公営住宅での上映会のようす。

消費者信用生活協同組合

消費者信用生協にとつての2019年度前半の意義深い出来事を2点記します。

1つは、日本生協連の推薦により令和元年度消費者支援功労者表彰を受彰させていただくことができたことです。

もう1つは、当組合貸付事業のうち、債務整理や生活に必要な資金の貸付を目的とする消費者救済資金貸付制度が、創設30年を迎えたことです。

この2つは、相談者に寄り添った支援を行うことを旨としながら、自治体、岩手弁護士会消費者問題対策委員会をはじめとする多くの関係機関によるご理解とご協力の賜物です。この場をお借りして改めて謝意を表します。

消費者救済資金貸付制度は、延べ5万人の相談者と1万4千人の組合員に利用いただきました。この30年間を振り返るとともに、今後の更なる本制度の発展につなげるため、10月に消費者救済資金貸付制度創

設30周年記念のつどいを開催。学識者による記念講演と本貸付制度に関わる専門家の方などによるリーディングが行われ、本貸付制度の果たす役割への期待など貴重な機会となりました。

今後とも、複合的な問題を抱えた方に寄り添いながら、お一人お一人に合った解決につなげられるよう、各専門機関等との連携もより深めながら、組合員および消費者のくらしの安心安全の向上と確保に取り組んでいきます。



10月29日に開催した消費者救済資金30周年記念のつどい。



組合員向け学習会には 52 人が参加。

■ゲノム編集食品について 国に要望書を提出

岩手県生協連では、昨年からの関係省庁によるゲノム編集技術応用食品の取り扱いについての検討状況を収集したり、日生協安全政策推進室の方をお呼びして学習会や意見交換会を行ってきました。ゲノム編集食品については、国民への情報提供や説明が十分でない中で、食品としての流通が解禁されたことに消費者は大きな不安を抱えており、この状態のまま規制なく無表示で流通されることは、消費者利益に反すると思われます。

そこで、「届け出の義務化」「ゲノム編集食品の安全性審査」「表示を義務化し消費者の『選ぶ権利』の確保」「情報提供やコミュニケーションの徹底」の四点を軸に、消費者庁長官と厚生労働大臣宛に、9月27日付で要望書を提出しました（要望書は、岩手県生協連ホームページに掲載しています）。

■県や県議会に請願し 福祉灯油 9 年連続実現へ



10月4日、県に対し福祉灯油継続や灯油の安定供給などについて要請

岩手県生協連では、灯油の適正価格や安定供給を求める運動とともに、岩手県民にとって冬の灯油代負担が大きいことから、震災

被災地や経済的に厳しい世帯への灯油代の支援、いわゆる「福祉灯油」の実施を求め、行政や議会への働きかけを長年続けています。今年も、県への要請や県議会請願を行い、被災地に最後まで寄り添う支援が必要だと訴えました。その思いが伝わり、9年連続で沿岸被災地を対象に福祉灯油実施が決定しました。11月28日には、東北の各生協連とともに東北経産局に要請文も提出しました。

■楽しく学んだ詐欺対策

岩手県消費者大会に380人参加

11月5日に開催。全体会では、消費者庁からの創設10年の取り組み報告のあと、「ダマされないと思っている人ほどダマされる」楽しく学ぼう詐欺対策！と題し、落語家立川平林さんによる「防犯落語」を口演。年々増加する特殊詐欺被害に対し、「残念ながら、詐欺に対する知識など役に立たない。手口は、手を変え品を変え、どんどん巧妙になる。落語で詐欺を疑似体験することで、細胞、脳みそに、抵抗力、免疫力を備えさせることが必要」と訴えました。

参加者からは、「今まで参加した大会の中で一番よかった。楽しみながらの学習はいいね」「周りにも広めたい」などの感想が聞かれました。

午後の分科会では、社会保障、環境、消費者問題、食、子どもの居場所づくり、平和・憲法問題の6つ分科会に分かれ、実態報告や小グループでの意見交流を行いました。



「かかってきた電話に対し『合言葉は？』と言うだけで防止になる」と平林さん。



岩手県生活協同組合連合会

■住所 〒020-0690 岩手県滝沢市土沢 220-3 ■電話 019-684-2225 ■FAX 019-684-2227

URL <http://iwate.kenren-coop.jp/> E-mail sn.ikenren@todock.coop